# 高校生の冬山・春山登山における安全確保指針【改定版】

平成 29 年 10 月 31 日策定 平成 31 年 3 月 29 日改定

# 指針策定の趣旨及び経過

平成29年3月、栃木県那須町で同県高等学校体育連盟主催の登山講習会中に山岳部員が雪崩に 巻き込まれ、高校生7名と教員1名の尊い命が奪われるという痛ましい事故が発生した。

これまで、長野県教育委員会では、昭和52年度以降、文部省(文部科学省、スポーツ庁)通知に基づき、高校生以下の生徒は原則として冬山登山は行わないよう指導してきたが、一部の高等学校では、基礎的技術を身に付ける教育場面として、各校が独自に安全対策を講じた上で、冬山や積雪のある春山で活動が実施されてきた。

栃木県での雪崩事故を受け、今後の高校生の冬山登山のあり方を検討した結果、日本有数の山岳を有する長野県教育委員会としては、年間を通じて自然と向き合い、自然を学びながら、自ら考え判断や行動ができる「自立した登山者の育成」を図るという観点から、冬山での活動を全面禁止とするのではなく、過去に本県で発生した雪崩事故も含めて辛い経験と重い教訓にしっかり向き合い、「二度と同じ事故は繰り返さない」ための安全確保の指針を策定し、県内の高等学校に周知徹底を図ることとした。

なお、未成年であり、また、技術力、経験、判断力等が不足する高校生に対する安全確保対策 を検討していく上では、専門的見地からの意見や助言が必要なことから、平成29年7月に学識経 験者、山岳専門家、学校関係者で構成する検討委員会を設置し、様々な角度からご議論をいただき、 同年10月に検討結果の報告書を提出いただいた。

本指針は、この報告書を基本に策定したが、今後、高等学校山岳部や県高等学校体育連盟の活動に関わる全ての者は、いかなる場合も安全を最優先させることを旨とした本指針の内容を遵守して、高校生が四季折々の山岳の自然を安全に学べる環境を確保した上で、自立した一人の登山者に成長していくための支援に努めるものとする。

# 活動の原則

高校生(県立高等学校及び県立特別支援学校高等部の生徒をいう。以下同じ。)以下については、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不十分であるため、原則として、冬山・春山登山は行わないこと。

冬山・春山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪・ 積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭 難事故等が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。 なお、高校生の登山の教育的意義の観点から、例外的に、長野県高等学校体育連盟(地区高体連を含む。以下「高体連」という。)や、高等学校の山岳部(同好会等を含む。以下「山岳部等」という。)が冬山・春山登山を行う場合は、以下の留意事項を遵守した上で実施すること。

また、長野県山岳総合センターや国立登山研修所が行う冬山・春山登山講習会等への高校生の参加にあたっては、学校長は、本指針が求める安全確保対策が図られていることを確認した上で、参加の可否を判断すること。

# 留意事項

### 1 活動目的及び活動場所

- (1)活動内容は、安全登山のための基礎的な内容であり、登頂を目的とはせずに、歩行技術(歩き方、ラッセル等)や生活技術(幕営、炊事等)等の習得を目的とする活動とすること。
- (2) 活動場所は、冬山・春山登山の獲得目標を踏まえ、そのために適切な場所であるかを十分に 複数で検討すること。その上で、時期、地形、斜度、積雪量、参加生徒と指導者の技量やバ ックアップ体制の充実程度などから判断し、安全が確保できると認められる場所を選定する こと。また、無線機、携帯電話等の通信環境の確保にも留意すること。

### 2 事前調査及び確認

- (1) 無雪期における活動場所の地形、斜度、斜面の方向、樹木の有無や密度等のほか、過去の雪崩の発生状況等を十分調査すること。
- (2)活動前には、活動場所における雪崩注意報の発令状況や気象条件(積雪状況、降雪量、風の強さ等)を確認すること。
- (3) 活動場所の下見を行い、荒天対策やエスケープルートを検討するとともに、通信環境を確認しておくこと。
- (4) 山岳部等の顧問は、自らの指導力を客観的に判断し、生徒を引率して安全に活動ができる場所、ルート、時期などを選択すること。
- (5) 雪崩発生に関する知識や雪崩を回避するための判断方法などの習得に努めること。

### 3 計画の立案

(1)事前に、登山計画書(活動目的、活動場所(山域、ルート)、活動内容、参加生徒等の活動経験、引率者・指導者の体制と資質(資格等)、装備内容、荒天時の対策、緊急時の対策等がわかるもの)を必ず作成すること。

※「資格等」は末尾の「山岳に係る資格等」を参照のこと。

- (2)生徒の体力や技術に応じた計画とすること。
- (3) コースや日程、荷物重量などに無理がない計画とすること。
- (4)参加する生徒の保護者には事前に登山計画を示し、書面で参加の承諾を得ること。
- (5)事前に事故発生時を想定した緊急時対応マニュアル(別紙1)を作成しておくこと。
- (6) すべての参加者は、山岳保険(傷害保険)に必ず加入すること。

# 4 装備品

- (1) 装備品は、「冬山・春山装備チェックリスト」(別紙2) を基準に確認すること。なお、装備品は、活動場所や時期等により差異があるので、計画段階で確実なチェックを行うこと。
- (2) 可能な限りビーコン (電波受発信器) を携帯すること。同時にスノーシャベル、プローブ (捜索棒) をセットで携帯する。
- (3) 装備品の使用方法を確認しておくこと。(ピッケル、アイゼン、ビーコン等)
- (4)目的の山域に適した通信手段を確保すること。(無線、衛星電話、携帯電話、有線電話、雷警報機等)
- (5) 救急用品は、内容(効能、使用方法等)の確認をしておくこと。

### 5 登山計画書の事前審査

- (1) 3の(1)により作成した登山計画書は、学校長の承認を得た上で、活動の1か月前までに 登山計画審査会に提出し、事前審査を受けること。なお、高体連が行う活動についても事前 審査の対象とする。
- (2)登山計画審査会は、高体連の登山専門部が県教育委員会及び長野県山岳総合センターと連携して設置し、毎年、9月から3月の間に適時開催する。
- (3)登山計画審査会は、提出された登山計画書を総合的に審査し、必要に応じて外部有識者に意見を求めた上で、必要な改善を指示すること。
- (4) 事前審査の結果、指摘を受けた事項がある場合には速やかに改善策を講じ、学校長の承認を得た上で、登山計画審査会に再度提出すること。

### 6 登山計画書の事前提出

- (1) 事前審査を受けた登山計画書は、参加する生徒の保護者に写しを渡すとともに、関係者で情報を共有すること。
- (2) 事前審査を受けた登山計画書の写を、出発前に長野県知事(観光部山岳高原観光課又は最寄りの地域振興局)に提出すること。

# 7 活動当日の留意事項

- (1) 前例踏襲により当たり前のことを慎重に行わないといった「慣れ」が、最も危険であることを認識して行動すること。
- (2) 雪崩は、人為的な活動(斜面の横切り、転倒やラッセル等の斜面積雪への刺激、同一斜面に一度に多数の進入等)によっても誘発されることがあることを、十分認識すること。
- (3) 雪崩発生の前兆現象や変わりやすい気候には細心の注意を払い、雪崩発生の前兆がみられる場合や天候悪化が予想される場合には活動を中止すること。
- (4) 必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人(リーダー)は、冬山のような厳しい環境下での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る資格を有していることが望ましい。
  - ※「資格」は末尾の「山岳に係る資格等」を参照のこと。
- (5)生徒の体力、技能、心理的な状況や変化の把握に努めること。
- (6)前日の十分な睡眠と活動前の水分摂取により脱水等による事故防止に努めること。

- (7)引率者は、無線機、携帯電話、スマートフォン等の連絡用通信機器を常に携帯しておくこと。
- (8) 引率者及び留守本部は、全員が常に参加生徒の緊急連絡先を携帯し、緊急時には連絡を取り合える体制を作っておくこと。
- (9)事故発生時は現場で可能な医療行為は限られるので、新たな傷病者を出さないこと。また、 救助隊の接触までに、傷病者の状態を少しでも悪化させない処置を行うこと。
- (10) 平時においては、登山計画書に記載したルートの変更は認めない。

### 8 活動後の報告(情報の共有)

- (1)活動後は総括を行い、その結果を高体連登山専門部に報告すること。
- (2) 高体連の登山専門部は、今後の活動に役立てるため、上記の報告を整理・蓄積して情報の共有化に努めること。(活動場所の地形等の情報、ヒヤリ・ハット事例等)

### 9 生徒への事前指導

- (1)各高等学校において、山岳部等の指導者は登山計画の内容、留意すべき点、持ち物等について確認するとともに、考えられるリスク(危険)や対策等についても事前に指導しておくこと。
- (2)併せて日頃の部活動の中で、冬山・春山登山に必要な基礎的な知識、技能等に加えて、冬山・春山登山の多様なリスクや安全確保についても指導しておくこと。

### 10 その他の留意事項

- (1) 長野県教育委員会及び学校関係団体は、山岳関係団体等と連携して、山岳部等の顧問の指導力向上(雪崩の予知や事故防止を含む)のための取組の充実に努めること。
- (2) 山岳部等の顧問は、登山に係る研修会・講習会に積極的かつ継続的に参加するなど、自ら資質向上に努めること。
- (3) 必要に応じて、山岳部等の顧問を支援する外部の専門家の協力を得ること。
  - ※雪崩の種類や雪崩が発生しやすい条件等は、別紙3を参照のこと。

### 【参考】山岳に係る資格等(7の(4)関係)

(H29.11.28 スポーツ庁「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」報告書より)

冬山登山の実施にあたっては、必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人(リーダー)は、冬山のような厳しい環境下での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る 資格(下記ア)を有していることが望ましい。

なお、資格に準ずるものとしては、国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会(下記イ)の履修とともに、一定の難易度以上の積雪期登山のリーダー経験を有し、継続的に活動していることが望ましい。

# [ア 資格]

- ・日本体育協会公認スポーツ指導者資格(公認山岳指導員、公認山岳上級指導員、公認山岳コーチ)
- ・その他、例えば、山岳ガイド協会の山岳ガイドステージ I [イ 研修会]
- ・国立登山研修所が実施する高校登山部顧問等のための研修会
- ・国立登山研修所が実施する安全登山普及のための指導者研修会
- ・各都道府県が実施する登山に関する研修会・講習会
- ・山岳関係団体が実施する登山に関する研修会・講習会

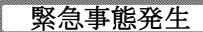
平成〇〇年度 長野県◇◇高等学校

登山期日: 月 日 ~ 月 日 山域·山名:

(別紙 1)

緊急時対応マニュアル

参考例



引率責任者(顧問):○ ○ ○

< 現地スタッフ >

氏名: 氏名:

氏名:

**73**(

**7**(

**7**3(

救助要請・緊急連絡 1

2 救助·応急処置

現場にとどまる生徒の安全確保 3

救助要請

# 緊急連絡



警察 (ヘリコフ゜ター)

110

救急車 病院 遭難防止対 策協会

留守本部

学校 🛣 ( 校長 🕿 (

教頭 ☎(

生徒氏名

# 家庭 緊急連絡先

# 応急処置

緊急搬送

ヘリコプター搬送 救急車搬送

- <緊急度A>
- バイタルサインが不安定 (呼吸・脈拍・血圧・体温) ※心肺停止の場合は心肺蘇生・AED
- 頭頸部外傷あり
- ・意識障害、身体障害あり
- ・高エネルギー外傷あり(高所墜落、雪崩、 スキー、落石による加速度のある衝突)
- 歩行不可能

<緊急度B>

病院移送

- ・緊急度A以外で自力下山が可能
- ・病院での処置が必要

引率者移送

<緊急度C>

経過観察

- 活動の継続または 保護者引き渡し
- ・その場での処置(外傷処置、飲水、 休憩など) で活動可能
- ・引き続き活動する場合も、保護者 の承諾が必要□

事後の状況|・家庭 把握 •報道

県教育 委員会

### <適切かつ迅速に対処し、被害を最小限にとどめる>

- ① 負傷者の状況把握および心身の安定・安静を図る。
- ② 迅速で正しい応急処置を行う。(必要に応じてAED使用)
- ③ 低体温症による症状の悪化を防ぐため、負傷者の保温に十分留意する。
- ④ 頭頸部外傷、脊髄損傷、内臓損傷の疑いは、医師や救急隊員の指示を 待つ。

# 山行地域の医療機関

- \* 〇〇中央病院 TEL 026-234-1234
- \* O×病院 TEL 026-234-5678

# 冬山・春山装備チェックリスト

品名	品 名	品 名
□ ズボン	□ 非常食	□ ツェルト
□ シャツ	□ 救急用品(各種薬等)※1	□ スノーソー
□ 防寒衣(セーター・羽毛服)	□ テーピングテープ	ロコンロ
□ アンダーウェア上下	□ レスキューシート	□ 燃料・予備燃料
□ 防風防水透湿パーカ	□ テルモス・水筒	□ コッフェル・炊事用具
□ 防風防水透湿オーバーパンツ	□ 食器類	□ ラジオ
□ 帽子・防寒帽(目出帽)	□ ナイフ	□ 天気図用紙
□ 靴下(ソックス)・予備靴下	□ ホイッスル	□ トランシーバー(予備電池)
□ 手袋(グローブ)・予備手袋	□ ヘッドランプ	□ 標識布・竹
□ オーバーミトン	□ 予備電池・電球	□ 修理用具一式
□ 登山靴	□ ローソク	□ ザイル (ロープ)
□ ロングスパッツ	□ ライター・マッチ	□ カラビナ
□ わかんじき	□ 時計	□ スリング各種
□ アイゼン	□ 高度計	□ 伸縮式ストック
□ ピッケル	□ コンパス	□ ハーネス
□ ビーコン	□ 1/25000 地形図	□ サブザック
□ スノーシャベル	□ ルート図	□ テント―式
□ プローブ	□ 登山計画書	□ 大型スノーシャベル
□ ルックザック	□ 筆記具	□ ランタン
□ ゴーグル	□ 身分証明書	□ カメラ
□ シュラフ(スリーピングバッグ)	□ 緊急連絡票	□ サングラス
□ シュラフカバー	□ 携帯電話(予備電池)※2	□ 油性太字ペン
□ マット	□ 健康保険証	□ 各種登攀用具
	□ □−ルペーパー	□ GPS
	□ タオル・手拭	□ 携帯トイレ
	□ ポリ袋	□ ヘルメット
	□ 装備整理袋	
※1 救急用品 (例)		
□ 三角巾 □ 体温計 □ ガーゼ □ 絆創膏 □ はさみ □ 包帯 □ とげ抜き		
□ 薄手の手袋 □ ポイズンリムーバー □ ペットボトルのキャップに穴を空けたもの(傷洗浄用)		
□ 消毒用スワブスティック □ 副木 □ 人工呼吸用ポケットマスク or シート □ 経口補水液用の粉末		
□ 常備薬(市販の風邪薬、痛み止め、整腸剤、目薬など)		

※2 携帯電話(予備電池)は低温による電池消耗を防ぐため、保温に努めること。

このリストは冬山・春山の標準的な装備である。活動の時期や場所、内容等により必要な 装備は変わるため、事前に装備の要否や追加装備の有無をよく検討すること。

# 雪崩の種類や雪崩が発生しやすい条件等について

### 1 雪崩の種類

○ 表層雪崩

積雪内部に弱層(積雪の結合が弱い部分)が崩壊し、これを滑り面としてある特定の層から上に雪崩が発生する場合

○ 全層雪崩

滑り面が地表で発生し、積雪全部に雪崩が発生する場合

○ 面発生雪崩

かなり広い面積から一斉に動き出す雪崩

○ 点発生雪崩

一点からくさび状に動き出す雪崩

○ 乾雪雪崩

雪崩層が水分を含まない場合

〇 湿雪雪崩

雪崩層が水分を含む場合

# 2 雪崩が発生しやすい地形等

〇 地形

当該斜面の地形が、山の谷筋や沢筋、凹状斜面である場合 雪庇が形成され崩落しやすい場合

○ 斜度

30 度から 50 度の場合

〇 植生

樹木が少ないか、笹、芽、草が生えたり、平坦なガレ場の場合

〇 方位

当該斜面の方向が、東向き又は東南向き(冬の場合、西風又は西北風が吹くことから雪の吹き溜まりのできやすい風下斜面に当たる)の場合

### 3 雪崩が発生しやすい気温や天候

- 気温が低い時、既にかなりの積雪の上に、短期間に多量の降雪があった場合
- 気温が上昇する春先、降雨後やフェーン現象等で気温が上昇した場合

### 4 雪崩を誘発する人為的条件

- 斜面をトラバース (横切ること) する場合
- 雪庇を崩落させた場合
- 転倒、ラッセル (雪を払い除けながら進むこと) 等斜面積雪に刺激を与える場合
- 同一斜面に一度に多人数の進入行動や荷重がある場合 等

#### 5 雪崩発生の前兆

- 雪庇(山の尾根からの雪が張り出している現象) 張り出した部分が雪のかたまりとなり斜面に落ちることによって、雪崩につなが る危険がある。
- 巻きだれ (雪崩予防柵から雪が張り出している現象) 張り出した部分が雪のかたまりとなり斜面に落ちることによって、雪崩につなが る危険がある。
- 斜面が平らになっている 斜面にもとの地形が分からないほど平らに雪が積もっているときは、表層雪崩が 起こる危険がある。家の裏山などは特に注意が必要。
- スノーボール (斜面をボールのような雪のかたまりがコロコロ落ちてくる現象) 雪庇や巻きだれの一部が落ちてきたもので、雪崩につながる危険がある。スノーボールが多く見られるときは特に注意が必要。
- クラック (斜面にひっかき傷のような雪の裂け目が現れる現象) 積もっていた雪がゆるみ、少しずつ動き出そうとしている状態。その動きが大き くなると全層雪崩が起こる危険がある。
- 雪しわ(ふやけた指先のシワ状の雪の模様が現れる現象) 積もっていた雪がゆるみ、少しずつ動き出そうとしている状態であり、積雪が少なくても全層雪崩が起こる危険がある。

#### 6 長野県のなだれ注意報発表基準(長野地方気象台)

<表層雪崩>

積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上、または積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上

<全層雪崩>

積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上

### 参考資料

- ・日本雪氷学会「積雪・雪崩分類」(1998)
- ・国土交通省「雪崩防災『雪崩とその対策』」

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/nadare.html)

- ・気象庁「長野県の警報・注意報発表基準一覧表」 (http://www.jma-net.go.jp/nagano/nagano\_kijyun.html)
- ·「五竜遠見雪崩訴訟記録」(1989年3月発生)